

建設水道常任委員会会議録

平成14年6月11日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎中川 靖広 ○浅井 正八 小野 隆雄
吉川 勝義

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収入 役	中野 秀樹	総務部長	植村 哲男
都市建設部長	鍵田 徳光	建設課長	堤 和雄
建設課長補佐	今西 弘至	同課長補佐	川端 伸和
観光産業課長	杉本 正二	同課長補佐	佃田 眞規
都市整備課長	藤本 宗司	同課長補佐	永井 克育
同課長補佐	井上 貴至	同課長補佐	藤川 岳志
上下水道部長	辻 善次	上水道課長	御宮知恒夫
同課長補佐	佐藤 滋生	同課長補佐	井上 究
下水道課長	田口 好夫	下水道課長補佐	谷口 裕司

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同係長 上埜 幸弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
全委員出席ですので、ただ今より建設水道常任委員会を開会いたします。
始めに町長のあいさつをお受けいたします。

町長 （町長あいさつ）

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、浅井委員、吉川委員のお二人を指名いたします。
本日の審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。
はじめに、委員会付託案件から審査することとします。
まず、議案第29号 平成14年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

下水道課長 （議案書朗読）
工事概要であります。服部1丁目先の服部交差部における流域下水道の立坑への接続工事で、 $\phi 300$ 延長43.7m $\phi 450$ 延長56.7合計100.4m立坑3箇所の設置で目安幹線と龍田幹線を接続するものであります。工事予定期間は議会の議決をいただき、6月24～平成14年11月1日までの131日間であります。この場所は交通量も多いことから交通安全の面から立坑設置等は一部夜間工事と考えています。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

吉川委員 お願いをしておきたいのですが、最近方々で工事をやられてガードマンたてておられますが、知らん顔をしているガードマンがいる。その辺はくれぐれもちゃんとした誘導をしてもらうように指導していただけるようお願いしておきます。

小野委員 入札について確認をしておきたいのですが、以前でしたら町内業者のAランク、Bランクということで指名しておられたと思いますが、12社ということで、この前いただいた入札結果というのを見せていただきますと町内業者は5社で、残り7社ということで、県内の業者だと思うのですが、最近業者を増やしていただくということはありがたいことなんです。なぜこれくらいまで広げられるのか、今後またそのような方向で行かれるのか、そのことについて業者選定委員会で決めておられると思いますが、どれくらいの範囲がいいのか、その点の見解をお聞きしたいと思う。

助 役 業者選定の指名業者ですが、請負対象設計金額によって業者を何社にするかという基準がございます。それに基づいて工事の請負業者の選定を行ったわけがございます。従いましてこの工事は5000万円以上の工事でございますので、7社以上という形になるわけです。よって12社の指名を行ったということでございますので、ご理解願いますと共に、やはりできるだけ多くの業者を選定して、もちろん町は格付けを行っています。その業者の入る範囲は町で選定し、多くの業者を参加させた形の入札を実施していくということでございます。

小野委員 5000万円以上は7社以上ということですが、斑鳩町の業者でAランクは5社ということで、Bランクは入れないということによろしいですか。

助 役 請負対象設計金額で決めておりますのは3000万以上から決めております。3000万円以上の設計金額となれば5人以上の業者を選定する、5000万円以上になれば7人以上となります。1億以上になれば10人以上と、このようになっております。

この土木のランク付けをもってこの工事を指名したわけです。今5000万円の設計金額に入るのは5社ということになります。土木の

場合は2億までA級という形になっていますから、2億以上の工事になって、それを指名競争入札で実施していくということになれば、斑鳩町の業者は入らないという認識をしていただきたいと思います。

小野委員 概念としてたとえば、AランクBランクというように町内業者にはランク付けされております。それは経審なんかの実績で決めておられると思うのですが、その中で町内業者にはそのようにランクがあって、そしたら町外業者、今の場合でしたら7社ですか、この業者については経審でそれに相当する業者だという認識の基に指名されているのか。そういう業者ならたくさん指名願い出していると思うのですが、毎回同じような業者、当然そうなると思うのですが、その辺どういう選び方をして町外業者を入札に参加させているのか、もう少し判りやすく教えてください。

助 役 指名選定を行うときには、まず客観的要素を見ます。そして次に主観的要素を考えます。そして次には特別評定事項のことを考えます。これらを総合して指名選定を行なうわけです。

従って仮に斑鳩町のランク付けしているA級の業者が入らない設計金額の工事が町として出てきた場合については、当然それ以上の業者を先ほど3点申しました内容をもって選定していく、もちろん今おっしゃいました経審という問題も含んでいるわけでございまして、その基準をもって指名をしていくということでございます。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第29号 平成14年度斑鳩町

公共下水道管渠築造工事請負契約の締結については、当委員会として、満場一致で可決するものと決しました。

次に、報告第9号 平成13年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書について（公共下水道事業特別会計）を議題といたします。理事者の説明を求めます。

下水道課
長

（議案書朗読）

平成13年度において国の経済対策として第2次補正をお願いいたしました松岡前と福德自動車前の流域下水道への接続工事につきまして年度末発注となったことから、14年度に繰越明許をお願いいたしました。公共下水道事業費8,800万円の内、13年度は前払い金として1,070万円を執行し、実質繰越額は7,730万円であります。その財源内訳は国庫補助金で1,900万円、町債で5,450万円、この内特定資金公共投資事業分、いわゆる無利子貸付金として2,400万円が含まれております。そして一般財源380万円であります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長

これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については、当委員会として了承することとしてよろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。よって、報告第9号 平成13年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書について（公共下水道事業特別会計）については、当委員会として、了承することといたします。

続きまして、継続審査について審査することと致します。
公共下水道事業に関することについてを議題といたします。
理事者の説明を求めます。

下水道課
長

まず始めに流域下水道の現在の状況であります。資料1の、竜田川幹線の整備計画であります。図面右下の「推進工区」と標示してあります。浄化センターから中継ポンプ場までの「黒色」は完了しており、「赤丸」の中継ポンプ場は平成16年度完了予定であり、5月末現在では約57%の進捗率となっております。

次に「赤色」の1号工区は平成15年度完了予定であります。

次に、竜田川幹線管渠第2号の2の工事「西安堵から割烹松岡まで」の5月末時点では延長240mを施工し約8%の進捗率であります。工期は平成15年3月20日で進められています。

竜田川幹線管渠第3号-2の工事「稲葉車瀬の発進基地から割烹松岡まで」の2次覆工は5月末時点では、延長160m施工し約12%の進捗率で平成14年12月25日が工期であります。

次に4号工区・6号工区・7号工区は、平成17年度完了予定であります。次に5号工区は、平成14年度・8号工区は18年度完了予定となっております。

次に公共下水道の進捗状況についてであります。繰越明許費をお願いいたしました、割烹松岡前の流域下水道への接続の公共8号は進捗率約30%で、福德自動車前の流域下水道への接続の公共9号は進捗率約15%であります。

以上が工事の進捗状況の報告であります。

次に、前委員会でご説明いたしました下水道使用料及び加入負担金についてもよろしくご審議をお願いいたします

(資料1 図面の説明)

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

吉川委員 今の2枚目の図面の説明で、西小学校の運動場は白くなっています。東小学校の運動場は整備区域内に入っていますが、これはどういう理由ですか。

上下水道
部長 この処理区分につきましては、市街化区域という中で全体計画としてあります。南中学校とか西小学校については調整区域ということの中でこういう形になっております。基本的には全体に繋がりますが、面積的にはこういうことで運動場は入れておりません。

吉川委員 もし仮に校舎を建て替えするとかになって、反対になる可能性もありますね。そこのところへものを建てる場合はどうなりますか。

上下水道
部長 宅地になるとかその場合は別として、全体的な小学校を改築する場合はその中で面整備を考えるとということで、整備状況については何ら支障がないように考えております。

吉川委員 南中でも仮にトイレなんかを作る場合には必要ですね。それを入れるのと入れないのとどういう違いがあるのですか。入れておいても一緒と違えますか。面積を増やしたら負担が多くなるということではないですやろ。

上下水道
部長 全体計画の中でしていますのは処理人口ということで、28000人の処理人口を計画させていただいております。面積的に増やすにしても作業そのものについてはあまり支障がないと考えております。この全体計画に入れようとしたら、また計画決定の変更等が必要になるわけですが、当初は調整区域があることで抜けたということでご理解願いたいと思います。

吉川委員 ここは学校の区域内だから入れておいた方が良くと思う。
それからもう1点、この地図の処理分区界と処理区域外とはよっぽ

どよう見ないと判りにくい。もう少し判りやすく色分けできなかったのか。

上下水道
部長 今後この認可変更等必要になるわけですが、その時には今ご指摘の点につきましても十分検討しながら作成していきたいと考えております。

吉川委員 それともう1点、県へ働きかけてもらいたいと思うのですが、4号、6号、7号については竜田川幹線の工事、先ほどの説明では17年度完成ということで聞かせてもらって、安心しておりますが、遅れないように是非とも働きかけをしていただきたいと思います。

小野委員 竜田川幹線の方で中継ポンプ場から推進工区と書いてあるこの部分はいつ完成予定なのか。

下水道課
長 推進工区ということで黒く塗りつぶしている部分は完了済みということでご理解をいただきたいと思います。

小野委員 ということは、3号までの完成が14年度と15年度は1号がありますね。中継ポンプ場ができるのは16年度に完了ですので、16年度が済めば斑鳩町の工区はあと公共下水が済んでいく、面整備も済んでいるところから順次供用開始ができるのか、まだいろんな手続きが必要なのか、手続き的にはいろんなことが必要だと思っておりますが、工事に関連していけばこの竜田川幹線が部分的に完了していく毎に供用開始は可能だと思うのですが、そういうことで考えていいのか。

下水道課
長 ポンプ場16年度完了予定ということで、町内の2号工区、3号工区が完了して、町の公共下水道今発注しております分が終わっていくこととなりますので、現状としては供用開始、使えるようになると、後事務的な手続きをさせていただくということになります。

小野委員 2枚目の資料の認可区域の話なのですが、ちょっと掛かっているのが認可区域243ヘクタール、平成7年頃第2次という形で拡げてもらったところなのですが、この拡げてもらった時点ではありがたいことだと思ったのです。だけどそれと同時に、例の合併浄化槽の補助区域から認可されたという段階で除外された。そのように認識しております。先ほど吉川委員もおっしゃっていますが、その認可区域と将来これだけ処理するんだというピンクのところ、その境界線のところで建物を建てようとしていた方は中へ入ったために、ちょっとした差で合併浄化槽の補助が受けられないんだと、それで17年度で供用開始になる。神南の方だったら、17年度でもまだ無理な話なんです。認可されてから10年以上補助金がもらえなくて、合併浄化槽を言われてこられているし、近々建て替えとかそこへ新築しようとする人は合併浄化槽全額自己負担でやっていかないと行けないし、そうした場合に供用開始になって公共枡がついたからといってなかなか繋ぐということに対しては抵抗があると思います。そこらの点があまにも早く第2次が増やされたのかなと、今になって残念という気持ちがある。住民の立場からして。そうしたところで、今後第3次で区域を拡げられる時は、もっと計画的にやってほしいと思う。拡げるだけ拡げておいて補助金が受けられないようでは住民にとっては不利益になると思いますし、その点どういう考えでおられるかお聞きしたい。

上下水道部長 平成10年に第2次の認可をさせていただいております。これにつきましては町単独で認可することはできませんので、第1浄化センターも計画決定、認可区域の変更等がありまして、これが平成8年に第1浄化センターが変更されています。その時に町としては243の計画を出したいということで協議をさせていただく中で、243ということ。18年くらいにまた見直しをすると聞いておりますので、その時に第3次の認可変更となります。

今ご指摘の点については、合併浄化槽等問題がありますが、このこ

とについては遅れてきているというのが現実でございます。やはり事業を積極的に進めていくように努力をしてまいりたいと考えています。

小野委員 合併浄化槽の補助規定と公共下水道の認可区域とはどのようにリンクしているのですか。

下水道課長 事業認可というのは公共下水道の関係での事業認可ですので、これは年次計画を持って事業を進めるという区域でございます。ですから計画的に整理しようということで決めている部分です。今おっしゃっている合併浄化槽につきましては下水道の整備が進む区域にそれらの補助金を付けていくということは2重の補助となる要素があるので、補助ができないということになっています。

小野委員 供用開始の時期が確定できないことがある中で、合併浄化槽の補助を止めるというのはあまりにも画一的なやり方ではなかったかと思う。住民のためを思うのだったらもう少し先まで延ばしてほしい。今後同様のことがあればこれらのことも考慮してもらいたいと思う。

吉川委員 稲葉の立坑と言いますか、前に工事が終わって閉鎖してあったように思うのですが、県がまたやっておられますが、あれは何の作業をやっておられるのか教えていただけますか。

下水道課長 稲葉の発進基地から松岡までの部分につきましては、3号の2工区ということで以前は坑を掘った状況であった分を今度本管を入れる工事を今の基地から松岡側まで進めていくということで、先ほど説明させてもらった部分でございます。

委員長 これから下水道の条例等を制定してもらおう中で、料金的なものを議論してもらわないと進まないと思いますが、そのことで委員さんから

意見等ございますでしょうか。

小野委員 私としては前に1回提示してもらった資料について、相対的に話させてもらったつもりなのですが、それに対してまた議論できる資料を出してもらったらありがたいと思います。

助 役 下水道使用料及び加入負担金ということで、先般の委員会で資料提出させてもらいました。今ここで出してもらっても分からないという意見もございましたし、60ヘクタールを基に使用料等を試算するのもおかしいのと違うか、現在平成13年度までの実績で使用料を試算すべきではないかと、いろいろな意見がございました。そういう中でそれに対する資料を作りまして、そして議論を進めさせていただきたいということでありました。そういうことは今日できていないように思いますので、次の委員会に資料を出させていただいて議論をしていただきたいと思います。今日は委員さんが手持ちの資料を持っておられないとするならば、今提出させていただいている資料によって説明いたしますので、深くまで議論はできないかも分かりませんが、気づいた点があればご質問していただきまして、それにお答えしたいと思います。町といたしましては平成15年3月議会に条例を制定することを考えておりますので、そういうことで委員皆様方のいろいろな意見をいただいて、条例を制定したいと考えておりますので、絶大なるご協力をお願いしたいと思います。

小野委員 今助役さんがおっしゃっていますように、例えば受益者負担金16万という数字を出していただいたと思うのですが、それは町長からも答弁いただいたし、試算という形でこうなるんだと、それはこのままでは無理があるということですし、先ほど助役さんが言った60ヘクタールの第1次の中で計算するのはおかしいんじゃないかと、だけどそれはひとつの目安としての計算だということで担当課長から聞いていますし、前回私も認識しているのは目安というこういう数字が必要

なんですということを委員会に提示されたと理解しています。そしてらどこまで下げていけるのかとか、どういうところを他の財源で補っていくからここまで下げられるとかいう案を次の委員会で出していただけるのかなと思っております。

資料をまた出してもらえるとということで、その時に前回の委員会で吉川委員がおっしゃったように委員会の当日出してもらうよりせめて1週間ほど前でも出してもらって、目を通させてもらってここで活発な議論をできるような場づくりを委員長の方でお願いしたいです。

上下水道
部長 前回ご指摘のあった平成13年度末の実績で試算してくださいということで、さしていただいておりますけれども、その資料につきましても町長と協議いたしておりますけれども、次の委員会までには資料を出させていただきたいと考えておりますけれども、この14日の午後委員会を開く予定もされておりますので、それまでには資料を提示させていただきたい。それと検討させていただきたいのは一般会計からの繰入金で、それと起債、それと加入負担金と使用料、それが減ってきますと繰入金が多くなってくるようになりますので、その辺ある程度繰入金の予測を視野に入れながら資料を出していきたいと考えておりますので、この定例会中にこの場を持たらということであれば、14日の委員会にでも事前に資料を渡させていただきたいと思います。

委員長 暫時休憩します。(午前9時45分)

委員長 再開いたします。(午前10時10分)
それではお配りいただきました資料の説明をしていただきます。

下水道課
長 (別紙資料により説明)

上下水道
部長 特に1案2案3案については、若干単価が変わっておりますのは、これは流域下水道の負担金等の関係で若干変わっております。我々
といたしまして思っている4案につきましては1000円ということで
変わりは無いということで、前回ご指摘願いました計算方法につ
いては同じで、ただ戸当たりの面積は1㎡ほど変わっておりますが、そ
れ以外はほぼ同じです。1案2案3案で変わっているのは流域下水道
事業債の関係の補助等の関係で変わってきているということです。

委員長 質疑等ございますか。

小野委員 昨日の水道決算の委員会でも委員さんから広域化についての質問が
ありましたが、実際問題17年度ですから、その動きのことも考えて
いかないといけないのかなということもあります。前回も言ったよ
うに河合町では供用開始されているし、そこらの情報ですね、三郷町
では今から条例を作っていくのか、どういう形になるのか。もし
合併するときにはすり合わせがしやすいような加入負担金など、もち
ろん今の実態に合わせて試算してもらっているのは結構なことだと思
うのですが、決定していく段階に広域7町の進み具合とか考え方もあ
る程度のことも加味していかないといけないのかなと思っております。
そういう資料の収集もお願いしたいと思うのですが、もしそうい
うことを考えておられるのならばお答えいただきたい。

上下水道
部長 我々しておりますのは、広域7町でなく生駒郡内、竜田川幹線の流
域ということで今現在協議しております。ちなみに三郷町はその辺の
対応は条例等整備されております。受益者負担金につきましても設置
当時の加入者は10万円、その後供用開始後に転入された方に20万
円、使用料については今資料手元に持っておりません。それと今後の
維持管理等については郡内で入り組んでいるところについては、協議
をさせていただいておりますか。

特に問題がありますのは使用料とか受益者負担金の関係で、前回の

委員会で12月末現在の資料を添付させていただいております。ただ料金等については若干ばらつきがあります。受益者負担金についても生駒郡内については基本的には徴収していこうという動きがあります。今後こういうことも視野に入れながら検討していきたいと考えています。

小野委員 14日にも下水道課に出席していただいで勉強させてもらったかどうかと思いますが、それでお願いできますか。

委員長 14日どうですか。

上下水道
部長 担当として依存はございませんが・・・

委員長 暫時休憩します。(午前10時20分)

委員長 再開いたします。(午前10時24分)

14日は建設課だけの説明ということで、下水道課は出席は要しないということにいたします。

これをもって質疑を終結いたします。

本件については説明を受け、一定の審査をしたということで終わります。

次に、町営住宅建設についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

建設課長 仮称斑鳩町町営住宅目安北団地建設工事の発注の本体工事は、5月28日に参加資格業者13社に対しまして現場説明を実施いたしましたところ。入札執行は5月13日に実施いたしまして仮契約の締結をしてまいりたいと考えております。また最終日には追加議案として上程させていただきたく、現在準備を進めているところであります

が、入札日が先ほど申し上げましたとおり、13日でありますことから議会のご配慮によりまして、14日に再度担当常任委員会を開催していただくことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

なお、電気設備工事、エレベーター工事につきましても前報告いたしましたとおり、指名競争入札として同日入札執行を行うものがあります。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

本件については説明を受け、一定の審査をしたということで終わります。

続いて、各課所管に関することについて報告を受けてまいります。

初めに、報告第8号 平成13年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）についての説明を求めます。

建設課長 (建設課所管に係るものの説明)

都市整備課長 (都市整備課所管に係るものの説明)

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

報告第8号 平成13年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）については、当委員会として了承することとしてよ

ろしいですか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、本件については当委員会としてこれを了承することといたします。

次に、町営住宅の募集について報告を求めます。

建設課長 先の委員会で経過報告をいたしました。その後5月31日に入居者選考委員会を開催していただきまして、入居者選考の審査をいたしました結果、それぞれ各戸に申し込みされた申込者に対しても住宅困窮順位を付けがたいことから、町営住宅条例第9条第3項により措置されるよう入居者選考委員会から町長に対しまして、副申をいただいたところであります。

以上の審査結果を踏まえまして、今回募集いたしました5戸についてであります。6月14日午前中に公開抽選を実施いたします。なお、抽選はそれぞれ入居者及び補欠者を決定してまいりたいと考えております。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、商業実態調査について報告を求めます。

観光産業 (資料2により説明)

課長 この調査結果に基づきまして商業の現状や以降を踏まえ、商業活性化の方向や具体的な取り組み方法等につきまして、今後商工会あるいは事業者の方々と協議を進めながら、平成15年度において商業活性化計画の策定を行ってまいりたいとこのように考えているところであ

ります。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

吉川委員 こうして調査の結果を報告していただいたのですが、やはりこれをいかに生かすかということが一番大事だと思う。15年度に計画していくということですが、是非ともこういう調査については、関係者といろいろこの調査に基づいての話し合いをしてもらって、15年度の予算に生かしていただきたいと思います。

それと、48.6%という回収率についてはどう考えておられますか。せめて半数以上は回答もらえるようにやってほしいと思いますが、どのように思いますか。

町長 今吉川委員ご指摘のように、過半数50%というのは一番大事なことでございます。ただテレビでもよく見ますと、こういう調査をされると絶えず55～56%しか回答もらえないということもあります。ただ一番大事なのは、率が悪いから葉書によって督促もやっているわけですが、やっぱり斑鳩町の商工会でももっと頑張ろうという意欲を示していただいたら、やっぱり我々も議会の皆さまも商工会に対して力を入れるということになってくると思います。そういう点で率が悪いということになっておりますけれども、確かにそういう点ではできるだけそういう関係の方々に感心を高めていく努力をしてまいりたいと思っております。

委員長 次に、前回委員会指摘事項について報告を求めます。

建設課長 前回委員会におきまして、迷惑駐車等についてのご指摘がございましたが、そのことについてご報告申し上げます。

まず1点目の大和川堤防線町道の昭和橋南側付近の迷惑駐車についてであります。5月23日昼からでありましたが、大和川堤防線の

迷惑駐車されている場所に確認行ったところ、その時点では駐車車両がなかったという状況でございます。またその後24日には環境対策課と協議いたしまして、西和警察署交通課長に会いまして、特に本町の迷惑駐車についてご相談いたしました。そのことによりまして、警察として巡回について強化指導するという回答を得たところでございます。今後この状況を見ながら、また我々もパトロールをする中でそういった形で迷惑駐車についての把握とチラシでの啓発活動を行っていきたいと考えております。

また神南墓地進入路の町道部分についてであります。この分についての路上駐車については23日に同じく確認をしたところ、軽自動車が停まっておりました。その結果その車両には地元自治会の墓地の駐車場に対する駐車許可書であったことから、自治会長に連絡を取りまして許可場所への移動をしていただくよう申し入れを行ったところであります。

またその他町道にはみ出している関係についてであります。これにつきましても特に西方面から現在自治会内をパトロールを行い、はみ出し等しているところの確認を行っているところであります。そういった中で、特にはみ出している方については個人対応を行い、指導の強化を図るとともに、一方町内全域につきましてもは広報紙等によりまして啓発を行い、住民の方々に徹底を図ってまいりたいと考えております。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

吉川委員 今報告を受けまして、早速対応をしていただいたわけですが、昨日も私昭和団地の堤防線を通りますと、ずっと20台ぐらい停まっています。11時10分頃ですか。警察の巡回等いろいろ努力していただいていることについては感謝するわけですが、いっこうに直らないというのが現状です。このことで先日会合もありましたので、自治会長と前の役員さんと一緒だったのでお願いをしておりますが、いろい

ろ自分ところの自治会の会員の関係の駐車もあるので難しいとおっしゃっていますけれど、指導、取り締まりの徹底をしていただきたいと思います。

委員長 以上、これら各課所管に関する件についても、報告を受け、了承をしたということで終わっておきます。

次に、その他について、各委員から何か意見質疑等があればお受けいたします。

浅井委員 道路特定財源について意見書を提出したいと思います。事務局の方で案を用意していただいておりますので配布をお願いいたします。

委員長 それでは意見書案を配布していただきます。

(意見書案の配布)

浅井委員 道路特定財源についてであります。道路特定財源にかかる用途拡大や一般財源化などの見直し論が新聞等に掲載され全国的に大きな波紋を投げかけております。

この道路特定財源制度は我が国の立ち後れた道路を緊急かつ計画的に整備するための財源確保として、長期的な道路整備計画に基づく整備の推進に大きな役割を担っています。

斑鳩町においても、都市計画道路整備を始め交通安全対策、バリアフリー化の道路整備の立ち後れがあることから、道路整備を強力で推進するためにはなくてはならない制度であることから、我々としても危機感を持たざるを得ないことから議会発議としていたしたいと考えておりますのでご賛同よろしくをお願いいたします。

委員長 局長より意見書を朗読していただきます。

事務局長 (意見書案朗読)

委員長 この件に関しまして、何かご意見ございますでしょうか。

(意見なし)

委員長 それでは、この内容の意見書を建設水道常任委員会の委員でもって、本会議最終日に提出することとしてよろしいですか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、道路整備に係る長期計画の策定と特定財源確保に関する意見書を議員発議として、本会議最終日に提出することといたしますので、議長におかれましては手続きのほどよろしくお願いいたします。

他に何かありませんか。

吉川委員 前にも指摘しているのですが、下水道の認可区域のことですけれど、完成が22年ということでこれからまだ8年があるわけです。その中で、新しい家を建てられたら浄化槽を設置する。また修繕が必要になって後2年くらいだったら何とか辛抱できるけれど、8年後やったらみんなにも迷惑かかるし、地域のトラブルにも発展するので改修しないといけない。それについて、今決められた区域については何の補助金も出ない。昔でしたら簡易の浄化槽があった。今は全部合併浄化槽にやらないといけない。大きな金がかかるわけです。それで区域に入っていないところは工事によって違いますが半分以上になると思う。補助金がある。ひとつ道隔ててこちらでは全然ない。それが2年先ぐらいにできるのだったら分かるけど、後8年も今何の調査もしておられないところでは全部自己負担という形になる。できたら町の方で今確かに財政難で大変ですけれども、特に大和川はワースト・ワンと言

われているところです。建設省も130億をかけていろいろやっていますが、それに乗っていくためにもある程度きれいな水を流してもらわなければいけない。そのためには町も今までの補助より下がったとしても補助をすべきだと思うのです。今の補助金制度に対しては差がありすぎるのではないかと思うのです。何とか町の方でも考える余地はないのかどうか聞かせてください。

助 役 下水道の計画区域外については、合併浄化槽の補助制度は制度除外となっております。従って計画区域内においては下水道が普及されるということで、この補助制度はありません。従って今言いましたように計画区域外によっては相当長い時間がかかるということから、河川の水質浄化対策として国が補助するということをございます。従いまして、計画区域外の下水道の普及を町は早くするということであるわけです。従いましてご指摘のように区域内における浄化槽の整備、またそれに対する助成というのは現在は考えられない、このように思います。ご了承願いたい。

吉川委員 そのことは百も承知で申し上げているわけです。仮に22年に完成なったとしても供用開始になったとしても、8年待たないといけないところがあるわけです。2年先に入るということでしたら辛抱していけるけど、まだ8年もあったら本人が辛抱したとしても、おかしな切り方をされると近所みんな迷惑になる。また河川の汚濁にも繋がっていくことだと思う。それを考えると町の方で何とか補助金制度を独自にでも考えるべきだと思うのです。

確かに計画区域全体ではなしに、今助役さんがおっしゃったのは認可区域です。認可区域では確かにそういうことなのです。計画区域の中でも認可区域に入っていないので、神南の當麻街道から直ぐ側までそこへ流れるところだけが入っていると思うのですが、みな補助金はない。その隣は受けられるということで矛盾している点があるわけです。私が一番心配しているのは、大和川にしても竜田川にしても水

は良くなっていると自分では思っているのです。以前よりは。それはやっぱり県なり各市町村の努力で、また各個人いろいろPRされる中で努力してもらって良くなっていると思う。しかし、22年まで待たなくなると、そのまま放流される可能性も出てくる。せめて簡易浄化槽でいけるのだったらいいけれど、今はみんな合併浄化槽しかないと聞きましたので、大きな金がかかるわけです。それでずっと何十年もそのままいければいいけれど、やっぱり22年になったら切り替えてもらわないといけない。下水道を完全復旧指すためにもなんぼかは補助する姿勢を考えてもらえないかと思う。

助 役 吉川委員のおっしゃることも理解はできるわけでございます。町として認可区域の中での補助制度は国の制度として位置づけておりますからできないということになります。長く待っていただくということに対する不公平さも出てくるのではないかと思うわけでございます。一応研究させていただきたいということで、ご了承願いたいと思います。

吉川委員 研究するだけでも研究してください。

浅井委員 吉川委員の質問の中でこの補助は県から来るのですか、それとも町で組まれるのですか。

助 役 この補助は国庫補助でございます。もちろん町も助成はしております。

浅井委員 私も以前にお尋ねしたときに、枠があると。1年に斑鳩町は10件やと例えばですが、それ以上になったら来年回しにしてくれということでその補助をもらえなかったと、それがよその町村で聞いたら前倒しに出しているというように聞いたのです。やっぱり大和川の水質が悪いと言われるのは、施工者に聞いたらやはり奈良県は合併浄化槽が

ないらしいです。これを全部やっているところはきれいな水になって
いますと言っておりました。やっぱり吉川委員言われるように、やり
たいという家は町から補助を出していただいてもいいかなと思いま
す。

助 役 この補助制度は予算の範囲内ということで国が定めておりますの
で、申請すればいくらかでも助成対象となるということではないわけ
です。吉川委員にも答弁させていただきましたように研究をさせていた
だきたいと思えます。

浅井委員 これは一般質問で、町長から答弁いただいたと思えますが、高安西
団地の道路舗装の件について、東側の堤防と西側の堤防との高さがど
ちらが高いと聞かれて、私は分かりませんと言っているのですが、実
際レールを見たら西の堤防より東の方が50センチから1メートルほ
ど高いように思います。それを教えてもらいたいのですが。

助 役 高安西団地の周囲におけるにおける右岸左岸の堤防の高さは当然左
岸側が大部分高いということでございます。低いところは1ミリか2
ミリ右岸側が高いところがあるかもしれません。

浅井委員 このことについて、同僚議員から一般質問があったように、やさし
いまちづくりということから水がつくと、やってほしいということは
よく分かるのですが、それまでに町が開発指導するときに、その場所
は斑鳩町で遊水地のように低いところだからちょっと高くしてくれと
か、そういう指導は業者にできませんのですか。

助 役 開発工事等される方は、水がつく部分については床を上げて当然さ
れるだろうと思えます。それをこうせい、ああせいという指示はでき
ない。ただ、指導でここは水がつきますからもっと高く上げたらどう
ですかということが、その現場を見て町は指導が可能なのです。ただ

そこまではいうべきかどうかはいかなものかと思います。

浅井委員 業者さんは利害関係あるので、そんなに上げて採算とれんことしないと思いますが、これが今低いところに建っているところが水つき多いのです。一番いい例が大洋ナットの前に家を建てられた。昔から低いところで雨が降ったら常に水をかいに行っていました。川より低いところにおられて水がつくのは当然やと、せやから個人的にも分かかってもらって町にも協力してもらわないといけない。今現在あこへ家を建てられたのは道路よりまだ高い目に盛り土して建てられる。いいことだなと思っています。だから町の指導をもっとしっかりしてもらえば、業者にそういうことを言ってもらえたら、買う人も得心の上で買ってそこに住んでいただけるのではないかと思います。

助 役 私権の制限を町がするという事は非常に難しい。このように思います。先ほどおっしゃった大洋ナットの北側の宅地の件なんですが、現在家を建てておられます。まだ低くもって盛土をする必要はあると思いますが、それに対しても、ああせいこうせいとか言うことはなかなか難しいと思います。

浅井委員 助役さん言うのは解るのです。行政がそこまで指導できないというのは。ですが、高安は昔から水付き場やったやないか、うちより上げてどないしてくれんねんと言われて、私返答できませんでした。先日町長の一般質問の中で、焼却場の再契約の時にこの問題見て条件入れられているか。おまは自分ところが水附くからと言って堤防が高くなったか知りませんが、そういうことをよく知っておられる。西に建てられた人は解っているのかと、それを私は言いたいのです。私の方でも造成して家が建っているけれど、昔皆水附場です。水附場から悪いところから移って行って造成されているから、それは業者さんに言って認識してもらわないと、町としてもしんどい話だと思う。

高安から言われたときに、あの道路の高さ一遍測ってもらって、い

くらの差があるか返事しないといけないのです。ですから今度どれだけの高さの差があるか測ってもらって、私のところへ報告していただけないか。

助 役 我々は、集中豪雨等によって河川が氾濫するという事になれば、当然地域対して適切な処置をとるということでございます。高安西団地周辺についても重点地域として常に警戒態勢を取って住民の不安を解消するという事にしております。堤防については先ほど申し上げましたように左岸堤防は右岸堤防より高いわけでありまして。

ただし、旧業平橋のところについては1ミリほど逆転している可能性もありますけれども、これは橋の取り合いにおいてこうした現象等どうにもできない状況であります。そういうことを含めて十分な対応を図ってまいりたいと思っております。

小野委員 私が住まいしております錦ヶ丘と守谷池なんですが、先日自治会長から来てくれという話で、守谷中池、守谷池と錦ヶ丘の関係は常に協力しあいながらいろいろ話をしていきます。その中で考えておりますのは、水利組合が所有しているという池の保全と周辺の住宅地、これはどのようにして災害から防いでいくのか、これは水利組合が管理しているから水利組合だけやとか、また造成したときの申し合わせがあるのではないかと、しかし現実にはものすごく危険な状態なんです。その話の発端は、草刈りの話から地元と水利組合と観光産業課との話をしておられたみたいなんです。先日自治会長から草刈りの話を聞かせていただきました。ちょっとおかしいなと、池の中の草が伸びきって住宅地へ影響を与えてきているから当然迷惑を掛けないようにという思いがあったのです。それらについては溜池、今の河川なんかでも行政はある程度かまわないといかんと、また町内の水利組合ですから、ある程度のこと指導する立場です。私の話しようとしている守谷池と錦ヶ丘との造成地の状態、見ていただいたら解ると思うのですが、あれは確かに拓造の開発の規制のかかる以前の造成ですので、道路勾配

対しても今の基準には全くしない。そうした中で錦ヶ丘の西に当たる農業池、そのとの護岸については里道を挟んであるのですが、登記的に里道を挟んでいます、現場では一体のものになっているように思っています。以前には護岸した形跡はあるのですが、渇水時に入れたものは完全に切れているのです。そのいつも溜まっている水の上から草が伸びている。同じ上池の方でも木の枝のことも相談を受けて、観光産業課に頼みにいったことがあります。そうした中でいつ災害が起きてもおかしくないような状態なのです。担当課にはいろんなことを研究して池の護岸と造成地の保護、それを総合的に図ってほしい。計画的に護岸をやってほしい。いろんな補助金、貯留浸透工事ですか、今までやってこられたああいう事業にも当てはめてほしいのです。それとか水利組合という位置づけ、以前にも下司田池の方で財産区財産にして、それで分筆して資金を捻出されたという経緯も聞いております。だから護岸をするにつけては大分経費も掛かるということなのですが、早急に研究していただいて方向付けを示していただきたいと思う。観光産業課には言うておりますが、総合的に考えていただきたい。今考えられる範囲のことを述べていただきたい。

助 役

ご指摘の件でございますが、やはり原則として池の管理はその水利組合になると思います。以前に守谷池の周囲の宅地は集中豪雨で崩れて、2件でしたか家の床が崩壊したことがございます。その時には造成された業者が全て手直しされたという経過があります。その敷地内は全てその方の所有の土地であったということでした。ただ波打ち護岸という関係もあるので水利組合に責任があるのと違うかということで、いろいろ論議がございました。そういうことを常に水利組合は把握しながら、適切な安全対策をとることが必要であるとこのように思います。

今そこをどうするのかということでございますが、その経過については詳しく知りませんので、担当部長の方からお答えさせていただきます。

都市建設 最近私も話を聞きまして、現地自体も知らなかったわけですが、
部長 も、実際どういう形になっているかということを見せてもらってとそ
の時に言ったのですが、どのような方法があるのかその辺も研究させ
てもらいますという話をさせてもらいました。今の段階でどういう形
でさせてもらうかは言えないですが、一応現場を見せてもらってどう
いう状態なのかは担当の方も見に行っておりますので、どうするか考
えていきたいと思います。

小野委員 助役さん言っておられた2件分は、私の思っているところだとし
たら、その時の補修がその開発業者がやったというように聞いている
のですが、その護岸のハイブロックのやり方で、ある1軒の方はそこ
まで張り出して行って完全に池の領地に入ろうとしているのです。多
分今持つておられる方の時代になかったから、その造成業者がやった
のだと思う。そのことは水利組合からも苦情が来ているのです。だか
らその時宅造業者が自分ところの造成の下の方に池が増えたから、全
部一緒に上げますということで、一連のように上げたわけです。その
後買って見た者にとってみたらあそこまでだと、だからどう見ても里
道から池の方に入ってしまったところに鉄骨を建てて拵けてしまっ
ている。今になって水利組合の方では、これは出ておるから、草刈りも
半分自治会持てという話しで固執しているらしいから。そういうので
なくて行政もしっかりと指導という形をもって入ってほしい。水利組
合といえども任意団体です。なかなか難しいのです。これが改良区で
したら、きちっとしたことができるのですが、残念ながら斑鳩町の改
良区に組織替えしなくて、水利組合のままで今までの慣例でずっと管
理しておられる。はっきり池の所有権もどんな形になっているか調べ
ていないのですが、その水利組合の池だからどうのこうのというもの
は、水利組合といえども任意団体というのはやはりある程度公共的な
土地なんです。その所有物に対しては行政もある程度保護していく義
務もあると思うのです。住民のためにそれから水利組合のためにもや

っていかないといけない。だから水利組合の池やからノータッチやというのはちょっと解せないと思う。部長は現場を見てないということなんですが、担当の方も実際その現場は見てないのです。今水が張っているから。自治会長と一緒にいったときに、実は以前渇水の時に撮った写真がありますということさで、これは担当の者には見せていないということでした。だから草のところだけ見てもらっていた。草刈りの話はある程度水利組合と地元との間での合意点ということで進めていく方法はしたんですけどということです。後で自治会長から写真を部長のところへ持ってきますので、その状態を見てもらってこれは以前の2箇所増えて、造成業者が自分ところの造成地を保護するためにやったのと、池の護岸、これはハイブロックですからどう見てもこれは池の護岸ですよ。造成地を保護するためだったらハイブロックはしない。だからハイブロックをして浸食を防ごうとした。経費は確かに造成業者が持ったけれど、考え方としては池の保護をしているのです。だから今の土地の持ち主はうちの業者がやったところだから下まであるのやろと、だからそこまで鉄骨を建てるのは仕方がないことだという一面もあると思います。地元の水利組合とそれから宅造業者で話し合いしてくれというのでは、行政としてはどうかと思う。その辺を認識してほしいと思う。あそこは幸いなことに大和ハウスの関係者の方がまだおられるのです。だからその辺から自治会長も話をしようかなと言われている。だけど造成して40年近くなるのですかね、確かにその業者はまだ元気やと思うしやってもらえると思いますけれど、私はそういうものでないと思いますので、是非とも行政の積極的な対応をお願いしたいと思います。

助 役 今いろいろ聞かせていただいて、所有者も変わっているわけがございます。そういう状況を了解されて入居された後、そうした問題が起こったように思います。また我々も水利組合の管理だから町としては関係ないと言っているわけではないわけです。当然水利組合に指導はしていかなければならないと思います。

あの崩壊したときはちょうど私が担当しております、よく覚えておるわけですが、波打ち護岸を基準として管理面が決まったように思います。その時はちょうど1軒が町職員の阪野君の奥さんの家ということであったので、非常に喜んでくださったという経緯もございます。ただ代わられたらいろいろのことが出ると思います。そういう場合については、民と民と話し合いしていただいて、そして良い方向に向けての処置をしていただきたいと思います。

小野委員 また個別に相談させていただきます。

今の自治会長との話の中でも、来てもらった職員の方には多分そうだったというような意見を業者がしたんだということで、自治会でも調べてみるということで聞かせてもらった。業者の負担でしたにしても町はいろんな検査とかいろんな面で設計とか、ある程度のアドバイスとか指導もしておられるのではないかと感じておりましたので、それらについてもその経緯と今後それらを踏襲していけるかどうかを改めて相談に行かしてもらいたいと思います。

委員長 その他についてもこれをもって終了いたします。

なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査案件申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとしてこのように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては継続審査の手続きをとっていただけるようお取りはかりをお願いいたします。

以上、本日の案件については、すべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長のあいさつをお受けいたします。

町 長

(町長あいさつ)

委員長

これをもって建設水道常任委員会を閉会いたします。

(午前 1 1 時 3 0 分)